

あきた子育て応援アンバサダー募集要項

1 目的

秋田県では、県や市町村が実施する子育て支援情報や県内の遊び場情報などを発信する公式 Instagram アカウント「いっしょにこそだてあきた」（以下、「いっしょにこそだてあきた」という。）を運用している。社会全体で子育てを応援する雰囲気と本県での結婚・出産・子育てに前向きな意識を醸成するために、県と“いっしょに”情報発信に取り組む者を「あきた子育て応援アンバサダー」として募集する。

2 募集内容

県や市町村が実施する子育て支援情報や県内の子育て支援施設・遊び場情報など、秋田県での結婚・出産・子育てを楽しむために有益な情報を Instagram により発信できる者

3 応募資格

次の条件を全て満たす者

- (1) 18 歳以上の者
- (2) 秋田県にゆかりのある者（現に秋田県内に居住するなど）
- (3) 個人が運用する Instagram アカウント（公開アカウントに限る）を持っている者
- (4) フォロワーが 100 人以上おり、月 1 回以上投稿するなど、今後継続的な情報発信に取り組む見込みのある者
- (5) Instagram のダイレクトメッセージやメールにより、迅速に連絡が取れる者

4 アンバサダーの業務内容

(1) 県公式アカウントとの共同投稿

次の項目に関するテーマで、「いっしょにこそだてあきた」との共同投稿を実施する。投稿頻度は特に定めないものとする。なお、投稿方法は、フィード投稿若しくはリール動画によるものとする。

※共同投稿とは、「いっしょにこそだてあきた」とアンバサダー自身のアカウントの両方に同じ投稿が表示されるものをいう。

- ①「秋田県こども計画」の周知・啓発について
- ②秋田県や市町村が実施する子育て支援施策について
- ③アンバサダーがおすすめる「こどものえき」など、子育て世帯に優しい施設の紹介について
- ④アンバサダーがおすすめる「あきた子育てふれあいカード」協賛店など、子育て世帯にうれしい店舗等の紹介について

- ⑤アンバサダーがおすすめる県内の子育て支援施設・遊び場について
- ⑥アンバサダーが取り組む「あきた♡とも家事」の取組について
- ⑦その他、結婚・出産・子育てを楽しむための有益な情報について

(2) 県事業の周知・啓発

県では、「こどものえき」や「あきた子育てふれあいカード」など、企業等が参加する事業を実施しており、多くの企業等の参加を促すため積極的な情報発信に取り組んでいる。アンバサダーの日頃の活動の中で、企業等とのつながりがあれば、県の子育て支援施策を周知するとともに、県事業に参加したい企業等からの問い合わせがあれば、県へ連絡すること。

また、県が開催する子育て世帯向けのイベント等を開催する際は、イベント情報の周知に協力すること。

(3) アンバサダー交流会への参加

秋田県の子育て情報等を“いっしょに”発信する仲間として、情報交換をする場を設けるために、「あきた子育て応援アンバサダー交流会」を開催する。この交流会では、日々の活動でうまくいったことや困っていること、県民や県内企業からの声などをアンバサダー間で共有することを目的とする。対面での参加が難しい場合は web での参加も可能とする。

また、アンバサダー同士の情報交換や独自の交流会の開催など、積極的に連絡を図ること。

5 応募方法

専用ウェブフォームにアクセスし、必要事項を入力する。なお、氏名や住所を県に提供するが、アカウント名により活動するものとするほか、顔出しをする必要はないものとする。

6 募集人数

特に定めない。

7 募集期間

随時募集する。

8 任期

任期は特に定めないが、アンバサダーの希望や活動状況等により、任命を取り消す場合がある。

9 選考

応募内容をもとに、秋田県人口戦略部こども支援課において審査する。アンバサダーに任命する者には、メールにより、任命証（データ）を交付する。

10 その他

- (1) アンバサダーとしての活動は、原則無償により行うものとする。ただし、県が発注する委託事業により、委託先から取材や投稿作成に要する費用を支払う場合がある。
- (2) アンバサダーに任命した者について、県の広報媒体で紹介する場合がある。
- (3) 第三者の著作権、商標権、肖像権及びプライバシーを侵害するもの、公序良俗に反するもの、他人を誹謗中傷するもの、その他法令違反となるもの及びそのおそれがあると秋田県が判断したものの投稿は禁止とする。投稿した場合は、その投稿の削除を命ずるものとする。
- (4) 特定の企業・団体や商品等の発信のみを行うなど、県が任命するアンバサダーの発信として適切でないと判断した場合、アンバサダーの任命を取り消す場合がある。
- (5) 投稿の著作権等に関わる問題が生じた場合は、全て投稿者の責任とする。
- (6) 県と共同投稿する場合は、その投稿内容について、県が事前に内容を確認することとし、使用する写真、映像、音源及び文章について、補正を求める場合がある。

11 問合せ先

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

秋田県人口戦略部こども支援課 調整・子育て支援チーム

電話：018-860-1553

E-mail：kodomopref.akita.lg.jp

附 則

この要項は、令和7年3月25日より施行する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日より施行する。